

食料・農業・農村政策審議会
平成30年度 第1回果樹・有機部会

配布資料一覧

資料1 議事次第

資料2 諮問

資料3 有機農業をめぐる事情

資料4 果樹・有機部会（有機農業関係）の
今後の審議の進め方（案）

参考資料1 「食料・農業・農村政策審議会の構成及び審議事項」

参考資料2 「食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会関係法令」

食料・農業・農村政策審議会
平成30年度 第1回果樹・有機部会

日時：平成30年12月17日（月）13：00～15：00

場 所：農林水産省生産局 別館地階 共用第5会議室

<<議事次第>>

1. 開 会
2. あいさつ
3. 部会長選任
4. 部会長あいさつ
5. 資料説明
 - （1）諮問について
 - （2）有機農業をめぐる現状と課題について
6. 関係者ヒアリング
7. 今後の審議の進め方について
8. 閉会

（以上）

30生産第1478号

平成30年12月17日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



有機農業の推進に関する基本的な方針について（諮問）

標記について、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

平成30年12月17日
第1回果樹・有機部会

資料3

有機農業をめぐる事情

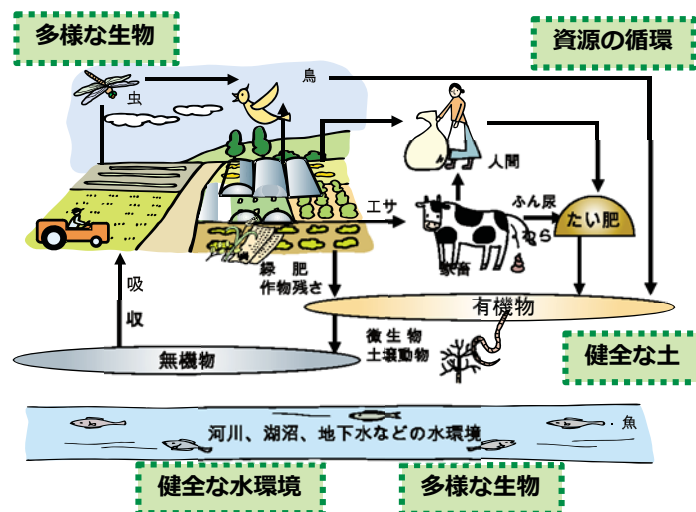
平成30年12月
農林水産省
生産局農業環境対策課

1. 有機農業の位置づけ

- 有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであるとされ、国際的な委員会（コーデックス委員会）が作成した「ガイドライン」に、その「生産の原則」が規定されています。
- 我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

＜食料・農業・農村基本法との関係＞

- ✓ 食料・農業・農村基本法の以下の記述が、有機農業と関係しています。
(第4条) 農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、農業の自然循環機能（注4）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。
(第32条) 国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる。



＜有機農産物とは＞

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません。）。



2. 有機農業の推進に関する法律・制度（有機農業推進法）

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

第二条 定義

この法律において、**「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業**をいう。

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 基本方針

1. **農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針**（以下「基本方針」という。）**を定める。**
2. 基本方針においては、次の事項を定める
 - 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項
3. 農林水産大臣は、**基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**
（以下略）

有機農業の推進に関する基本的な方針

現行の基本方針は、平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を記載。

有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

- ① 我が国の耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）**
- ② 有機農業の**技術体系の確立**
- ③ 有機農業の**普及指導体制の整備**（全都道府県）
- ④ 有機農業に対する**消費者の理解の増進**
（有機農業を知る消費者の割合が50%以上）
- ⑤ 有機農業に関する**推進体制の整備**
（全都道府県と50%以上の市町村）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

（第七条）都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

【参考】有機農業の推進に関する法律と有機農産物の日本農林規格

有機農業の推進に関する法律 (平成18年法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(以下略)

有機JAS制度

1. 概要

日本農林規格等に関する法律に基づき、「有機農産物の日本農林規格」に適合する生産が行われていることを農林水産大臣の登録を受けた認証機関が検査し、その結果認証された事業者のみが「有機JASマーク」を使用可能とするもの。「有機JASマーク」のあるものでなければ「有機農産物」等の名称を表示できない。

2. 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）

(1) 生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、

- ① 化学合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること

(2) 基準（主要なもの）

- 堆肥等による土作りを行い、は種又は植付け前2年以上（多年生の作物の場合は3年以上）、使用が禁止された農薬、肥料、土壌改良資材を使用していないほ場で栽培
- 遺伝子組換え技術を使用しない
- ほ場等由来の堆肥又は周辺に生息する生物の機能の活用のみによって、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進（例外的な場合に使用できる農薬、肥料、土壌改良資材は限定）
- 収穫後の農産物への遺伝子組換え農産物や慣行農産物の混入を防止 など

(3) 表示

有機農産物の名称の表示は、「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機○○」、「オーガニック○○」などに限定

(4) その他

格付担当者が生産行程等を確認し、基準に適合している場合に農産物に有機JASマークを表示

3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証を自国の有機認証として取り扱う国家間の取決め。

現在、EU、米国、カナダなどと相互承認をしている。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針①

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

○**基本方針**＝有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「法」と記載）第6条第1項の規定に基づき**農林水産大臣が決定**

○**基本方針の構成**＝法第6条第2項の規定に基づき以下を規定

1. 有機農業の推進に関する**基本的な事項**
2. 有機農業の**推進及び普及の目標**に関する事項
3. 有機農業の推進に関する**施策**に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し**必要な事項**

1. 有機農業の推進に関する**基本的な事項**

法第三条（基本理念）の各事項に対応した、以下①～⑤の推進について記載

項目	推進内容
① 農業者が有機農業に容易に従事できるように するための取組推進	➢ 地域の気象・土壌条件等に適合した 技術体系の確立・普及 、有機農業の取組を対象とする 各種支援施策を充実・活用 ➢ 先進的な有機農業者による 就農相談や研修受入の拡大 、新規就農者の 経営計画の作成支援
② 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるように するための取組推進	➢ 有機農業に関する 技術体系の確立・普及 ➢ 有機農業を対象とする 各種支援施策の展開 ➢ 有機農業者等と、流通業者、販売業者又は実需者その他が連携・協力し、 実需者等のニーズに即した広域流通や、地産地消等の地域内流通を推進
③ 消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるように するための取組推進	➢ 有機農業により生産される農産物の 生産量・流通量の増加 ➢ 多様な販売機会の設定 ➢ 有機農産物の生産、流通、販売又は消費の 情報の受発信支援 ➢ 有機農産物等の 表示への理解増進 、有機農産物等の 適正な表示の確保による 消費者の有機農産物等に対する 信頼確保
④ 有機 農業者 その他関係者と 消費者 との 連携促進	➢ 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等 の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との 交流・連携が促進 されるよう取り計らう
⑤ 農業者その他関係者の 自主性の尊重	➢ 地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る 各種取組が画一的に推進されることのないよう留意

2. 有機農業の**推進及び普及の目標**に関する事項

下記の5つの目標を設定（①のみ平成26年度の変更で追加。目標年はH30年度）

項目	目標
① 有機農業の拡大	我が国の耕地面積に占める 有機農業の取組面積の割合を倍増（0.4%→1%）
② 有機農業に関する 技術の開発・体系化	都道府県において 、主要な作物を対象に 有機農業の技術体系を確立 。
③ 有機農業に関する 普及指導の強化	都道府県は 、有機農業に関する 普及指導体制の整備率を100%とする 。
④ 有機農業に対する 消費者の理解の増進	有機農業を知る 消費者の割合を50%以上とする 。
⑤ 都道府県等における 有機農業の推進体制の強化	都道府県では 、各種団体で構成する有機農業の推進を目的とする 体制の整備率を100%とする 。 市町村では 、就農相談先を設ける等の 体制を整備率を50%以上とする 。

3. 有機農業の推進に関する基本的な方針

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)

※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項

項目	施策の内容
有機農業者等の支援	新たに有機農業を行おうとする者の支援 国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 就農相談、各種研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成支援、就農希望者の研修 ➢ 職員及び農業団体の職員の資質の維持・向上
	有機農業の取組に対する支援 国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定及び実施の指導・助言、農業改良資金の貸付け支援、環境保全型農業直接支払による支援 国は、以下に努める。 ➢ 有機農業を核とした地域振興の計画達成に必要な支援、有機農業に関する技術実証、技術習得支援 国及び都道府県は、以下に努める。 ➢ 有機の種子又は苗等の確保のための採種技術等の講習、優良な取組の情報発信
	農産物の流通・販売面の支援 国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 販路確保支援、意見交換・商談等の設定 ➢ 有機JASや生産情報公表農産物等の知識の習得及び制度の活用、有機農産物等の取扱いの拡大働きかけ ➢ 有機JAS認証の取得手続の簡素化等の検討、消費の創出・拡大支援
技術開発等の促進	有機農業に関する技術の研究開発の促進 国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 技術体系の確立、新技術の実証試験の実施、研究課題の設定・推進、技術ニーズの把握、試験研究への反映
	研究開発の成果の普及の促進 国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 普及指導センターを中心とした有機農業者への研究開発成果の普及、普及指導員等に対する研修や提供情報の充実
消費者の理解と関心の増進	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 知識の普及啓発、農産物の情報の提供、優良な取組の顕彰及び情報の発信、表示ルール等に関する消費者への普及啓発
有機農業者と消費者の相互理解増進	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 児童・生徒や都市住民等と有機農業者との理解推進、優良な取組の顕彰及び情報の発信
調査の実施	➢ 国による調査の実施(生産、流通、販売、消費の動向等の基礎的な情報、技術の開発・普及の動向、社会的・経済的效果等)
国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進支援	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 民間団体等への情報提供等の支援、相談窓口等の体制の整備、優良な取組の顕彰及び情報発信
国の地方公共団体に対する援助	国は、都道府県に対し、以下に努める。 ➢ 情報提供等の支援、関連施策の策定及び実施に関する必要な指導及び助言 ➢ 地方公共団体の職員が総合的な知識を習得できる研修の実施

4. その他の有機農業の推進に関し必要な事項

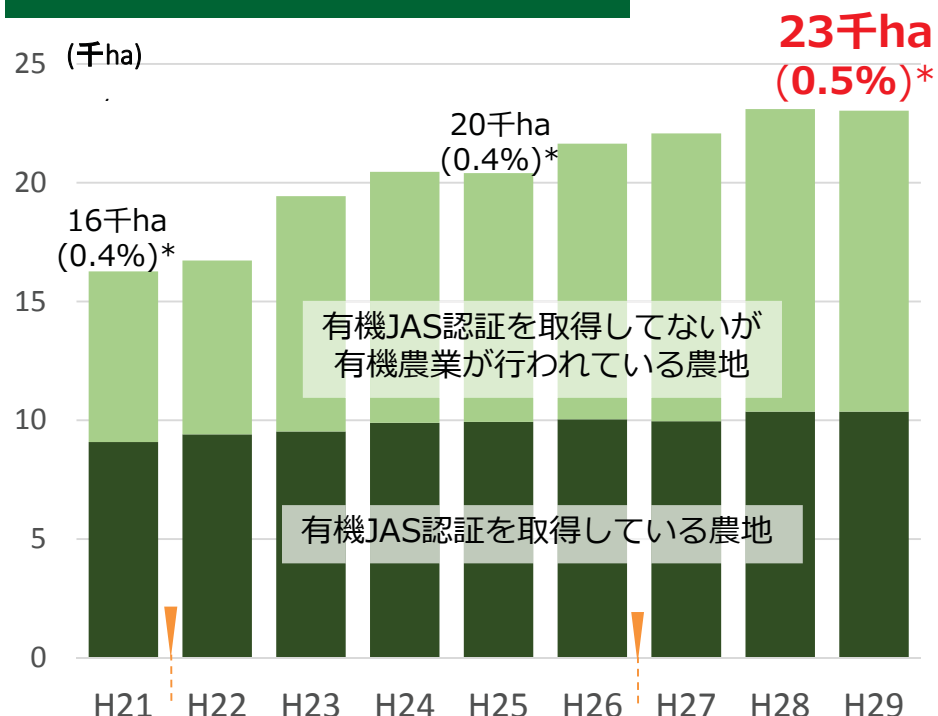
関係機関・団体との連携・協力体制の整備	国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。 ➢ 関係機関の連携を確保する体制の整備、農業者、実需者、消費者、民間団体、行政機関等で構成される推進体制、研究機関、農業者、地方公共団体等が参画する意見交換等の場の設定 国は、以下に努める。 ➢ 有機農業に関するアドバイザーの導入についての検討
有機農業者等の意見の反映	国及び地方公共団体は、以下に努める。 ➢ 施策の策定にあたり、有機農業者等の意見の把握、反映 国は、以下に努め、地方公共団体に対し同様の体制を整備するよう働きかける。 ➢ 生産、流通、販売、消費の動向の把握、施策の検討を行う体制の整備
基本方針の見直し	➢ 当該基本方針については平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとする。

① 有機農業の推進に関する 基本方針の推進状況

4-1. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（取組面積）

項目	目標	状況
① 有機農業の 取組面積割合	全耕地面積の1%	0.5%

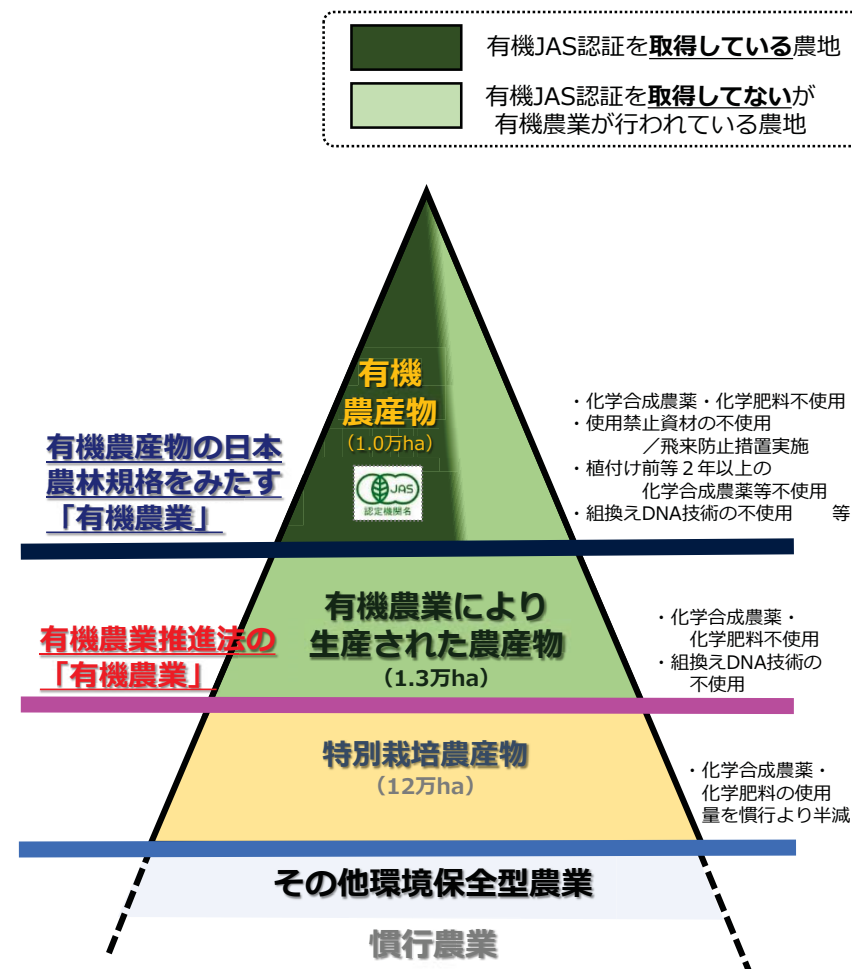
有機農業の取組面積*（全国合計）



・（ ）内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～29年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

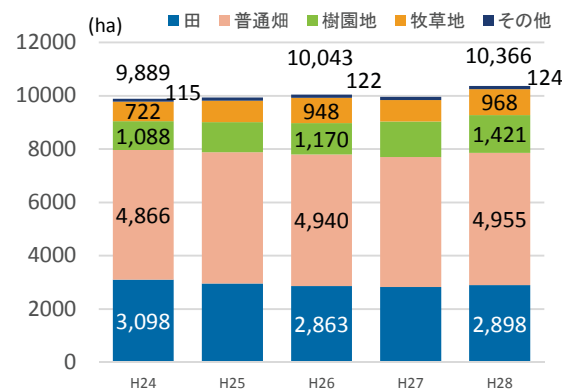


4-2. 有機JAS認証取得農地の取組面積

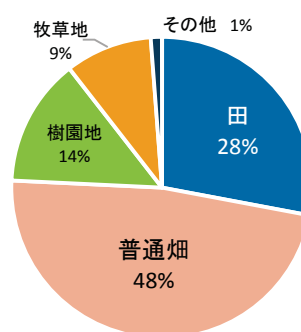
- 有機JAS取得農地の地目別の割合は、近年大きな変動はなく、H28年では約30%が田、約50%が普通畑、約15%樹園地、約10%が牧草地となっている。
- 有機JASを取得している農地は、北海道の普通畑が全体の約2割を占め最大。東北や北陸では田が多く、東京近郊は普通畑が、西日本は普通畑や樹園地が多い。
- 都道府県別では、田では、全耕地のうち有機JASを取得している農地の割合は最大でも0.3%程度。他方、普通畑や樹園地では全耕地の1.0%以上で有機JASを取得している府県も存在（島根県の普通畑では3.0%以上が有機JASを取得）。

有機JAS取得農地の地目別の面積割合（全国）

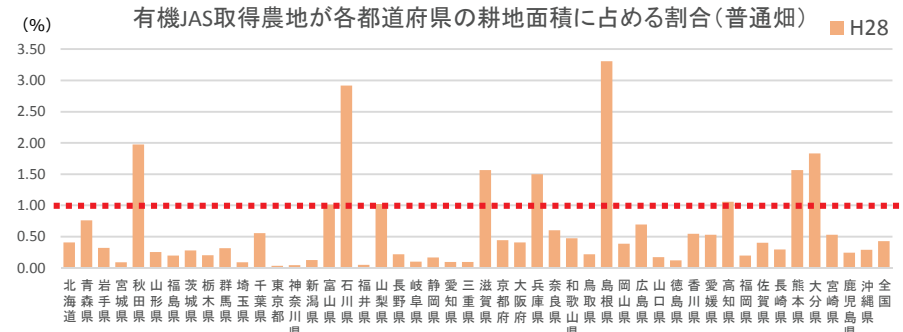
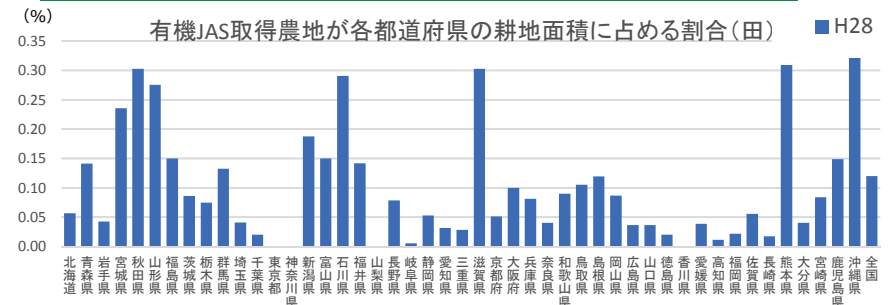
▼ 有機JAS取得農地の地目別面積の推移



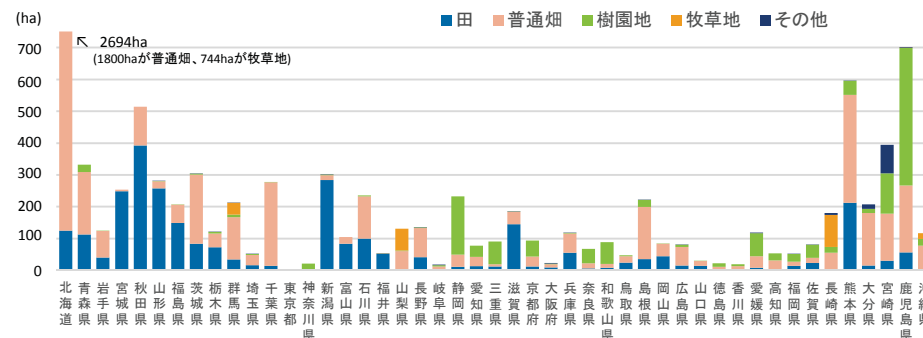
▼ 平成28年度有機JAS取得農地の地目別面積割合



有機JAS取得農地の地目別の面積（H28 地目別）



有機JAS取得農地面積(H28 各県別)



4-3. 有機農業に取り組む生産者の状況

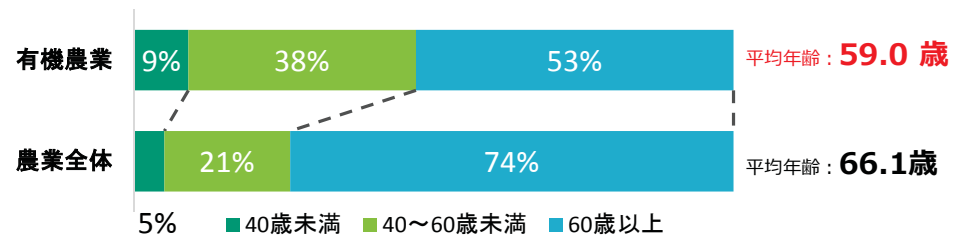
- 平成22年時点で、有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- 平成28年時点で、有機JASを取得している農家数は、北海道、熊本県、鹿児島県で200戸を超えており、13道県で100戸以上。ただし、その総数は、全農家数の減少と同様に経年的にはやや減少。
- 他方、新規参入者※のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。新規参入者は49歳以下の割合が高く、有機農業に取り組む生産者は、農業全体で見た場合よりも平均年齢が若い特徴。

有機農業に取り組んでいる農家数と平均年齢・年齢構成（H22）

* () 内は総農家数に対する割合

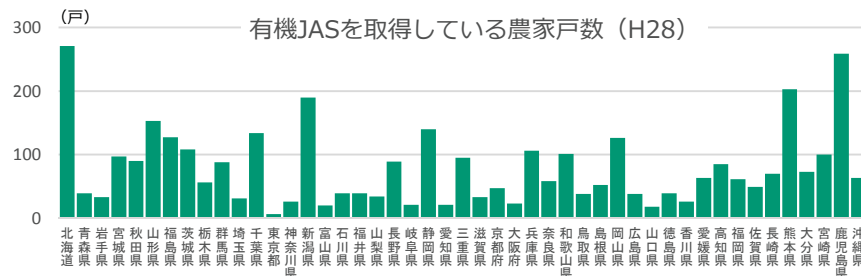
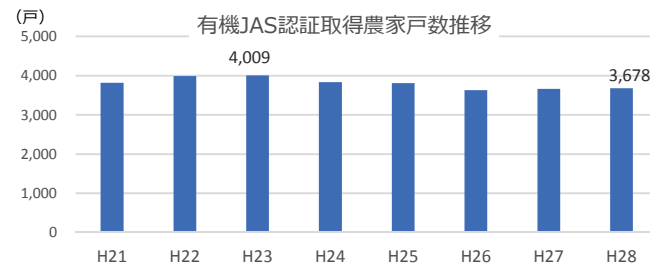
全国の総農家数	2,528,000 戸	
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸	(0.5%)*
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸	(0.2%)*
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸	(0.3%)*

資料：2010年世界農林業センサス、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ



資料：平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、2010年世界農林業センサス(基幹的農業従事者)

有機JASを取得している農家戸数（H28）



農林水産省HP「登録認証機関及び認証事業者」
「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積（H29年度）」を下に農業環境対策課作成

新規参入者における有機農業等への取組状況（H28）

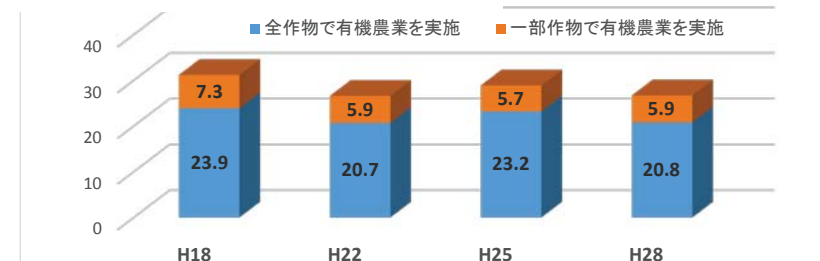
新規参入者数の推移

	新規就農者計（人）		新規参入者（人）	
		うち49歳以下		うち49歳以下
平成22年	54,570	17,970	1,730	940
平成25年	50,810	17,940	2,900	2,050
平成28年	60,150	22,050	3,440	2,470

※平成29年新規就農者調査（農林水産省）に基づき農業環境対策課作成

※新規参入者とは、過去1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合



※新規就農者の就業実態に関する調査（H18、H22、H25、H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

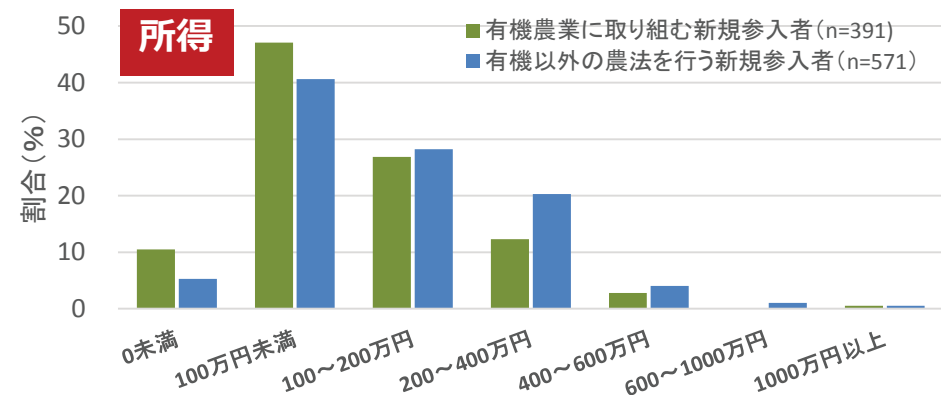
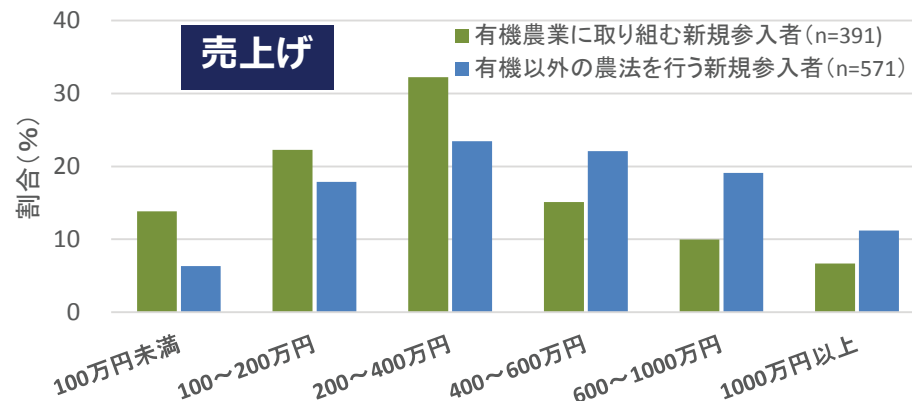
4-4. 有機農業に取り組む新規参入者の売上げ・所得の状況

H28新規就農者の就農実態調査（全国農業会議所）によると、有機農業に取り組む新規参入者には以下の特徴がある。

- 有機農業以外を行う新規参入者に比べ、年間の売上げや所得が低水準の者の割合が多い傾向。
- 「農業所得で生計が成り立っているか」との問いに対し、就農後5年目までは、「成り立っている」と回答する者の割合が少ない。
- 「農業所得で生計が成り立っている」者が就農から生計が成り立つまでに要した年数が長い傾向。

新規参入者の年間売上げ・所得分布

※ 以下の図は全て、「全国農業会議所 平成28年度新規就農者の就農実態調査」をもとに農林水産省（農業環境対策課）が取りまとめ。

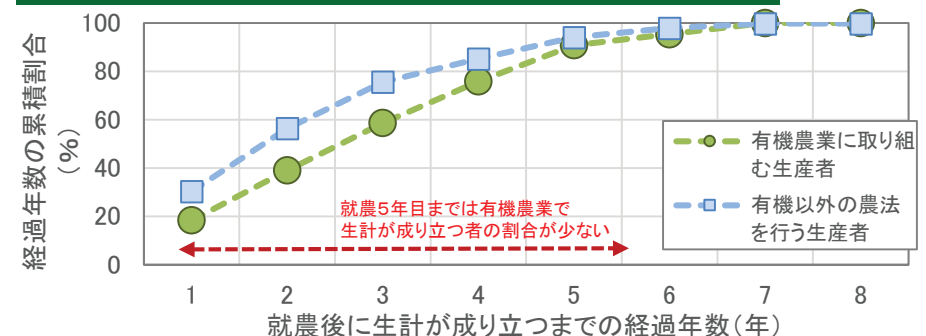


「生計が成り立っている」とする回答者の割合



※ 有機農業に取り組む新規就農者計 (n=809)、有機農業以外に取り組み生計が成り立っている新規就農者 (n=2956) の回答をもとに、農業環境対策課作成

新規参入者の生計が成り立つまでの年数

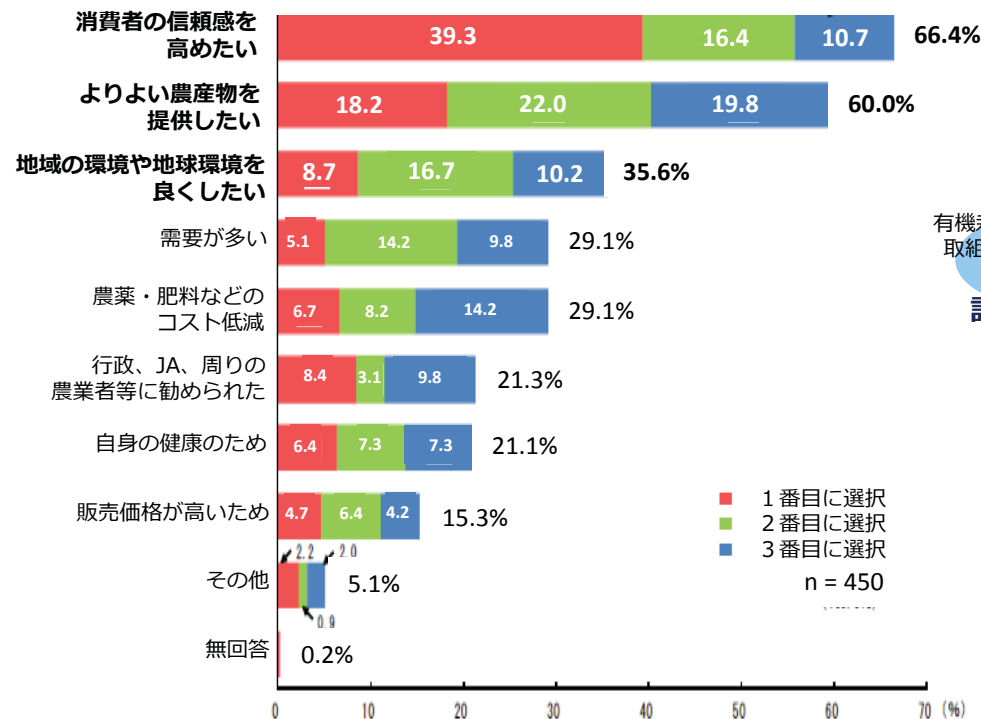


※ 有機農業に取り組む生計が成り立っている新規就農者 (n=87)、有機農業以外に取り組み生計が成り立っている新規就農者 (n=385) の回答をもとに農業環境対策課作成

4－5．有機農業に取り組む生産者の意識

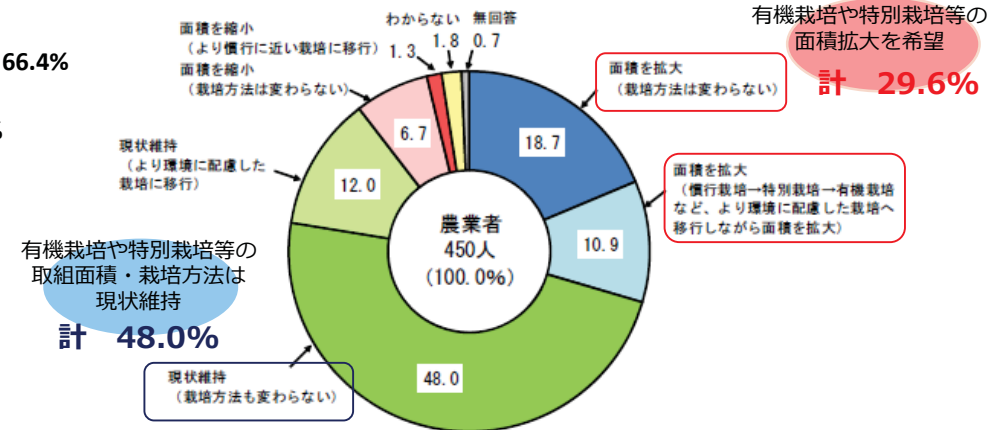
- 生産者が有機栽培や特別栽培等を実践している理由は、「消費者の信頼感を高めたい」が約7割で最も高く、「よりよい農産物を提供したい」が約6割。「地域の環境や地球環境を良くしたい」も約4割。
- 有機栽培や特別栽培等を行っている者で、今後（おおむね5年後）栽培面積の拡大を希望する者が約3割あるものの、現状維持（栽培方法も変わらない）も約5割と高い。
- 主に慣行栽培に取り組む農業者の約6割は、有機栽培や特別栽培等へ取り組みたいとの意向あり。

有機栽培または特別栽培等を実践している理由

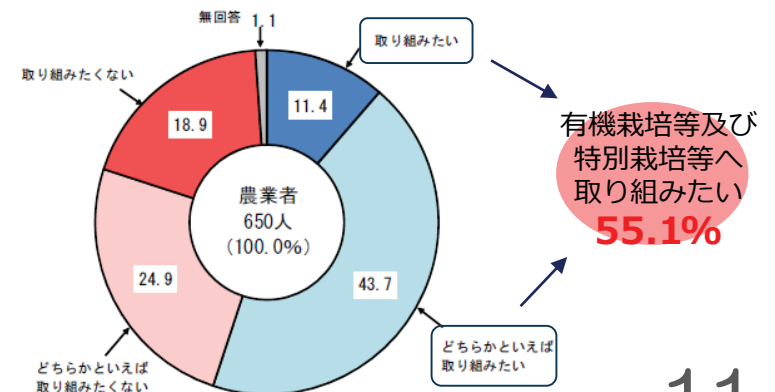


出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」(平成28年2月)より

今後（おおむね5年後）の栽培面積等の生産の意向



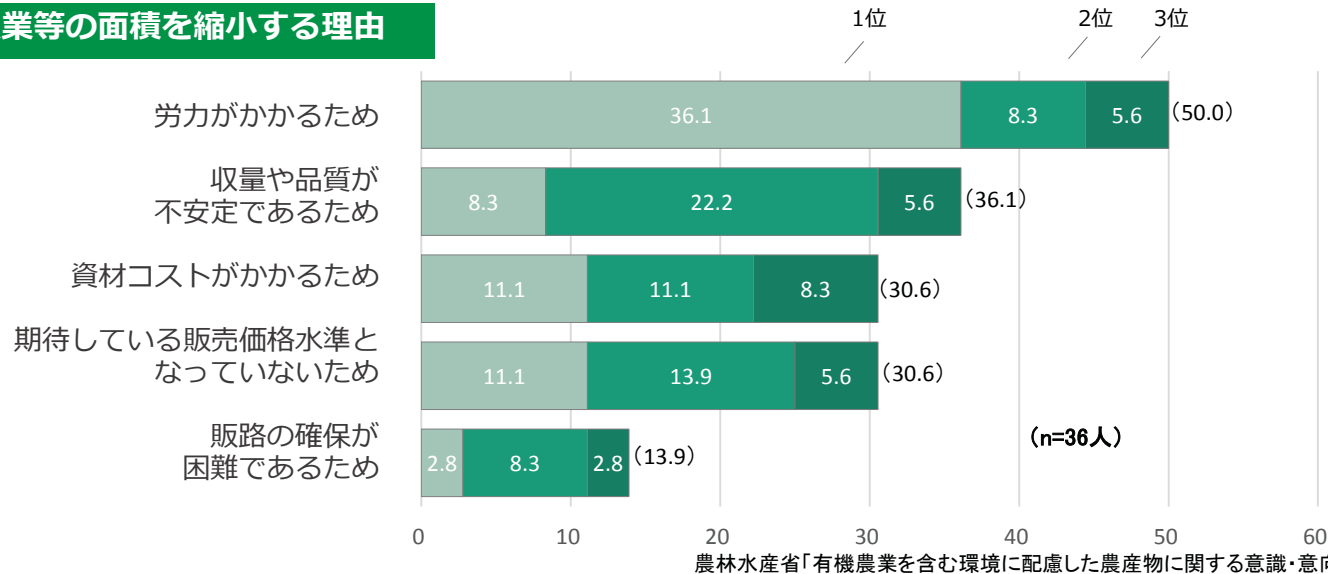
慣行栽培従事者の有機栽培等への取組の意向



4－6．有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機栽培や特別栽培等を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「労力がかかる」が最大で、販売価格や販路開拓の課題よりも割合が高い。
- 慣行栽培との経営比較では、有機栽培は特に除草を含む労働時間が慣行栽培より大きい特徴。

有機農業等の面積を縮小する理由



有機栽培と慣行栽培の経営比較

○水稲の経営状況（有機と慣行の比較）

品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	420	430	181	112	69	31	7.0
慣行	518	188	97	75	22	22	1.3

○露地にんじんの経営状況（有機と慣行の比較）

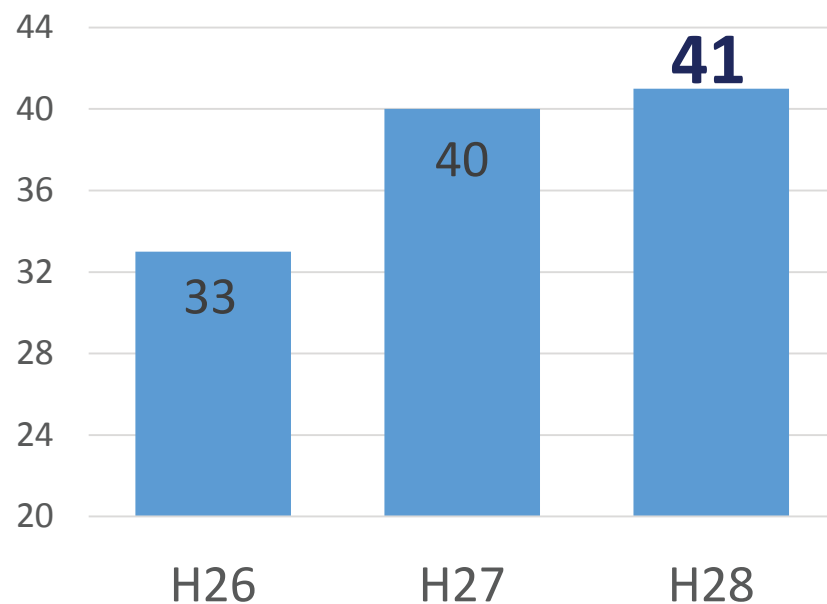
品目	10a当たり 収量(kg)	単価 (円/kg)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	10a当たり 労働時間 (h)	うち除草
有機	3,000	120	360	150	210	222	21.0
慣行	3,986	89	356	142	214	172	15.3

注)「有機」は、NPO法人有機農業参入促進協議会が収集した実経営データ(H22年時点)
「慣行」は大臣官房統計部の生産費調査(水稲)、H19品目別経営統計(野菜、果樹)

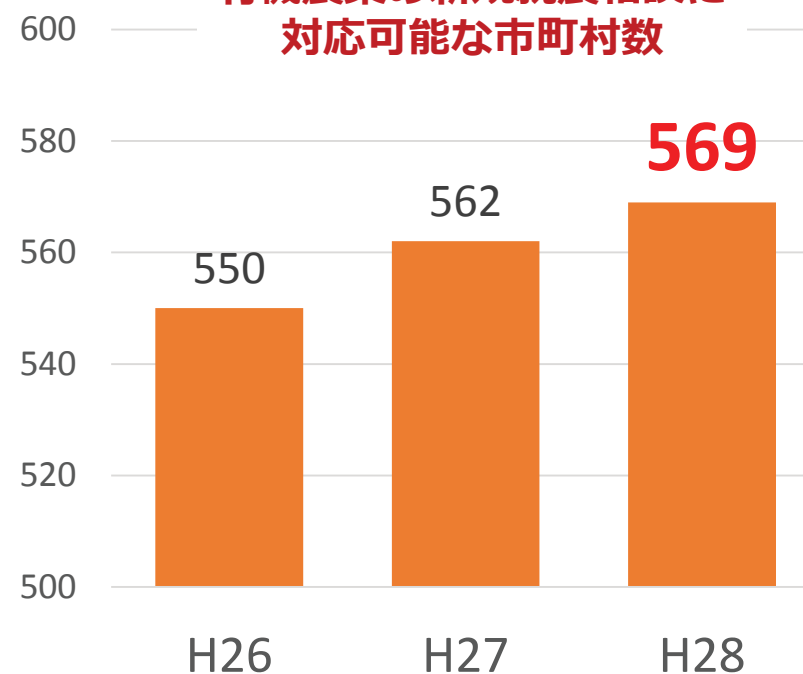
5－1．有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（都道府県等の推進体制）

項目	目標	状況
⑤有機農業に関する <u>推進体制を整備</u>	全都道府県 市町村の50%	41都道府県 33%の自治体

有機農業に関する県域協議会を設置、または定期会合を開催している都道府県



有機農業の新規就農相談に対応可能な市町村数



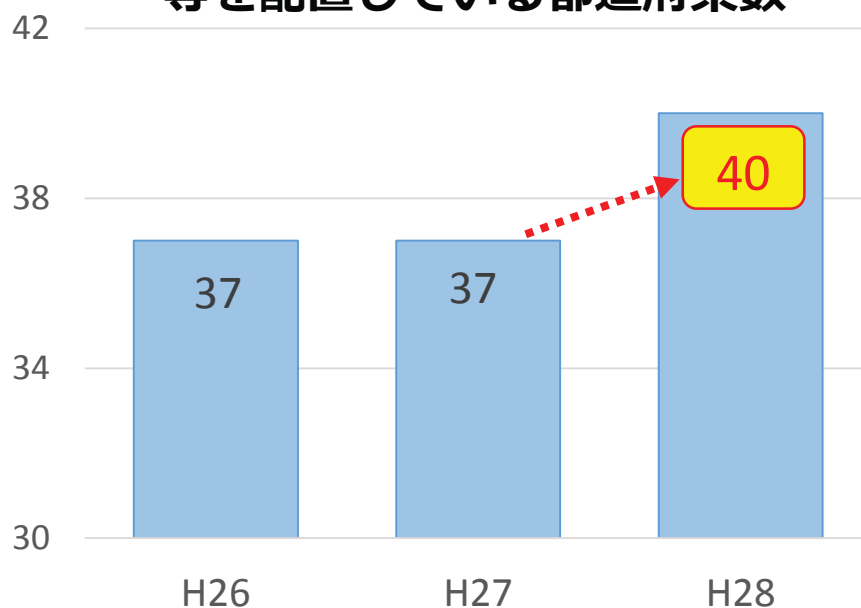
※ 農業環境対策課調べ。なお市町村数は、H28年4月時点で1,724。

5－2．有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（普及指導体制の整備）

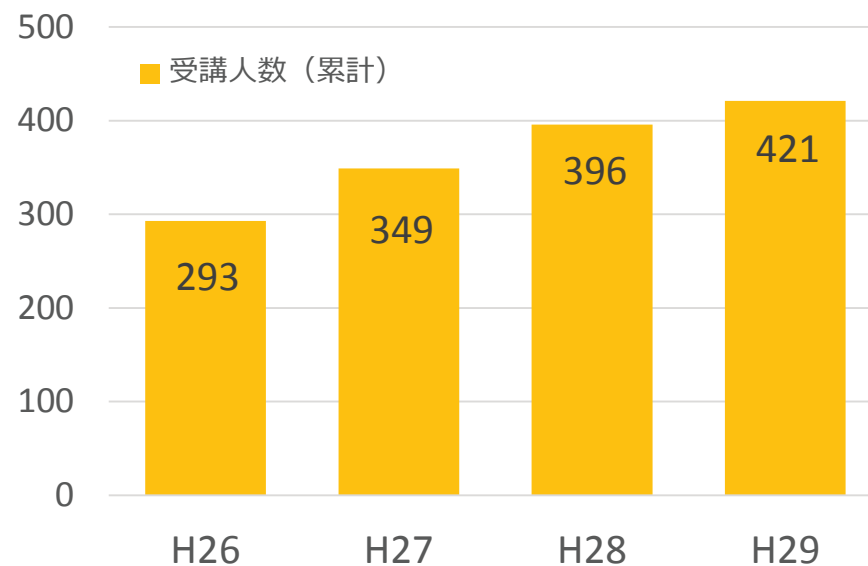
項目	目標	状況
③有機農業の普及指導体制を整備*	全都道府県	40都道府県

* 農業革新専門員（持続可能な農業担当）、または普及指導員（環境保全型農業担当）を配置していること

有機農業を担当する普及指導員
等を配置している都道府県数



国が実施する有機農業等の研修の
累積受講人数



※ 技術普及課、農業環境対策課調べ

5-3. 有機農業の普及及び推進の目標の達成状況（技術体系の確立）

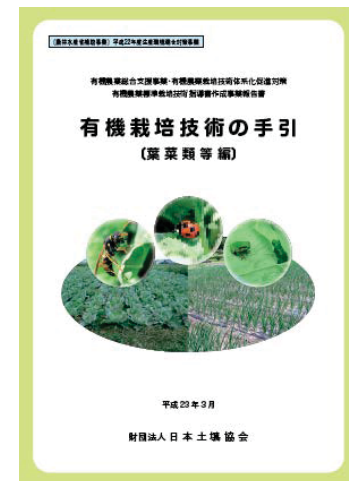
項目	目標	状況
②有機農業の 技術体系を確立	全都道府県	36都道府県

独自の有機農業の栽培マニュアルを作成済みの都道府県

22 都道府県

有機農業の標準栽培技術指導書を活用している都道府県

14 都道府県



▲ 有機農業標準栽培技術指導書

その他

- ✓ 農研機構では、平成30年に「有機農業の栽培マニュアル」、「同技術資料集」を発刊。
- ✓ 「有機農業研究者会議2018」等で、生産者や普及指導員、研究者等に同成果を周知。

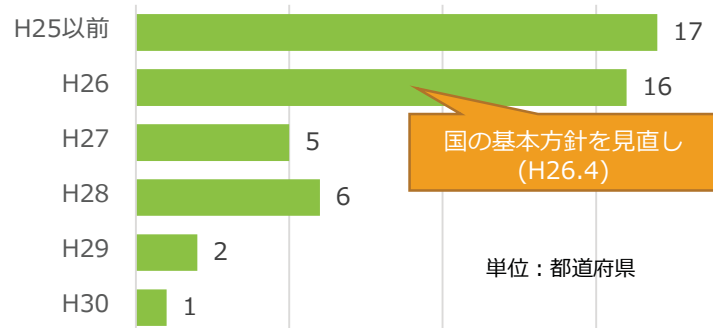


▲ 有機農業の栽培マニュアル（H30.6 農研機構）

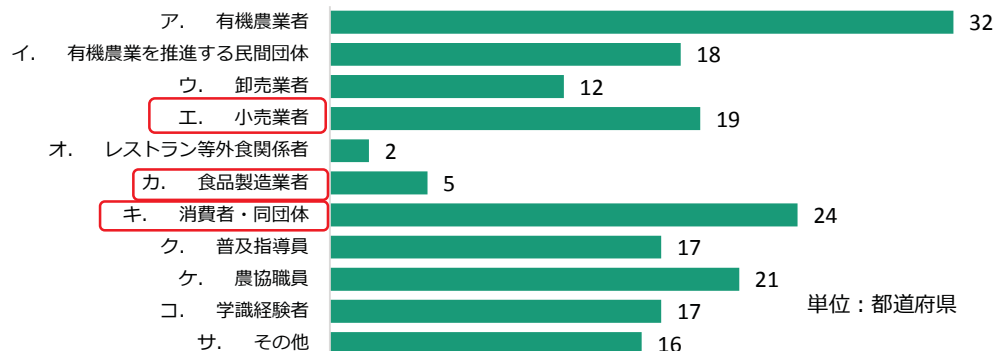
5-4. 有機農業の推進に関する自治体の取組①

- 有機農業の「推進計画」は全県で策定。国の基本方針が改訂されたH26年度以降、30都道府県で計画を改定。
- 有機農業の推進に関する都道府県域の協議会等の構成メンバーは、有機農業者や有機関連団体のみならず、小売業者、消費者（団体）、食品製造業者などを含む例が見られる。
- 有機農業に利用可能な技術開発を行っているのは34都道府県。22県で県独自の有機農業の栽培技術に関するマニュアルを作成、14県では国の「有機栽培技術の手引き」を活用。
- 環境保全型農業（有機農業を含む）を専門とする普及指導員、または農業革新支援専門員を設置している都道府県は40県で約8割であるが、1県平均の配置数は少ない。

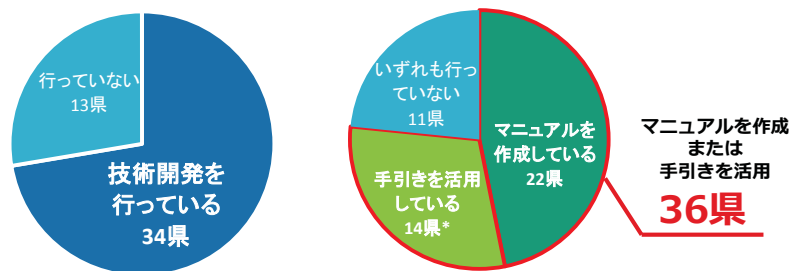
各都道府県の有機農業の推進計画（現行）の策定期間



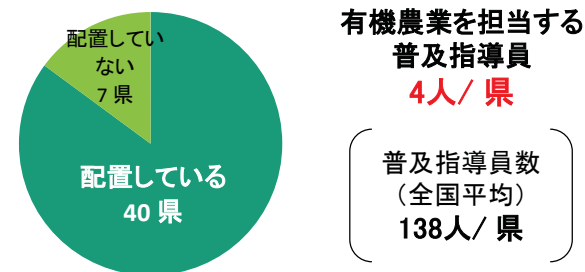
都道府県の有機農業の推進に関する協議会の構成メンバー



各都道府県における有機農業関連技術の開発およびマニュアル作成状況



普及指導員・農業革新支援専門員の配置状況

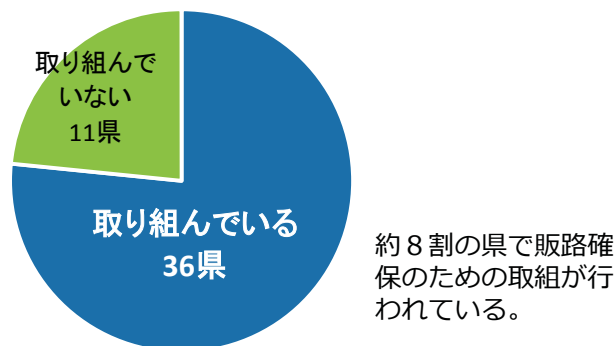


* 普及指導員または農業革新支援専門員を設置している県は約8割。

5-5. 有機農業の推進に関する自治体の取組②（都道府県）

- 36都道府県で、販路確保のための取組を実施。商談会等の開催やイベントの開催、出展支援等が多く行われている。
- 38都道府県で実需者（流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等）の関心を高めるための取組が行われており、シンポジウムの開催の他、有機JAS制度の普及活動が多く行われている。
- 18都道府県で地域内での消費拡大に向けた取組が行われており、県に特化したイベントの開催、そのイベントでのPRがもっとも多く挙げられている。

有機農業により生産された農産物の販路確保のための取組

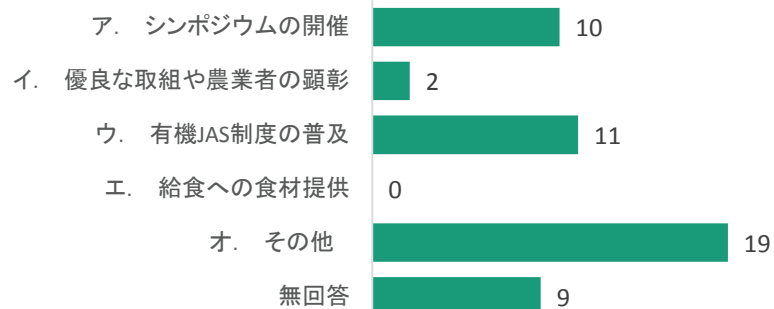


【取組事例】

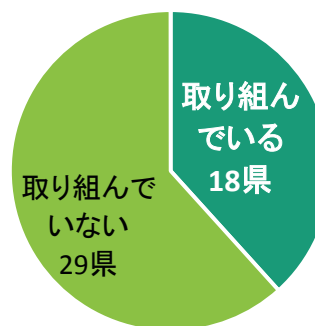
- ・ 商談会等の開催
 - ・ イベント開催、出展、後援支援
 - ・ 生産者向け販路拡大セミナーの開催
 - ・ 各種PR素材の提供
 - ・ 協同出荷体制の整備支援
 - ・ 実需者に対するニーズ調査の実施
 - ・ 生産者情報のHP掲載
- 等

実需者*の関心を高めるための取組

*流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等



地域内での消費拡大に向けた取組



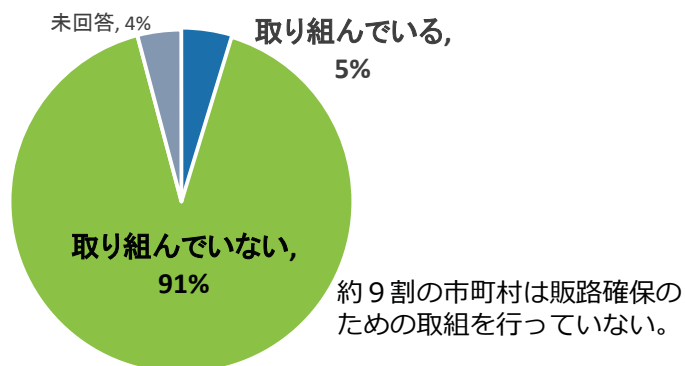
【取組例】

- ・ イベントの開催・PR
 - ・ 県内直売所等での有機農産物コーナーの設置
 - ・ 生産者と県民との交流イベント
 - ・ 地場加工業者との連携
 - ・ 産婦人科と提携した食事メニューの開発・提供
 - ・ 小冊子等の作成、配布
- 等

5－6．有機農業の推進に関する自治体の取組③（市町村）

- 販路確保のための取組を実施している市町村は5%。イベントの開催、出展支援等が行われている。また、地域内での消費拡大に向けた取組は8%の市町村で行われており、地域内でのイベントの開催・出展支援、地域ブランド認定による販売促進等が行われている。
- 13%の市町村で実需者（流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等）の関心を高めるための取組が行われており、給食への食材提供のほか、有機JAS制度の普及等が行われている。

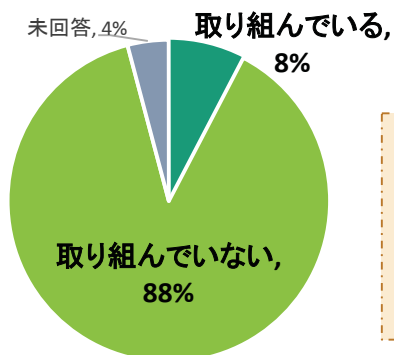
有機農業により生産された農産物の販路確保のための取組



【取組事例】

- ・ 商談会、イベント等への出展支援
- ・ 直売所の設置、紹介
- ・ ふるさと納税等の返礼品
- ・ 市町村の事業による販路拡大支援
- ・ 給食への利用
- ・ HPで生産者の紹介
- ・ 町内外への定期宅配便
- ・ 6次産業化アドバイザーの紹介 等

地域内での消費拡大に向けた取組

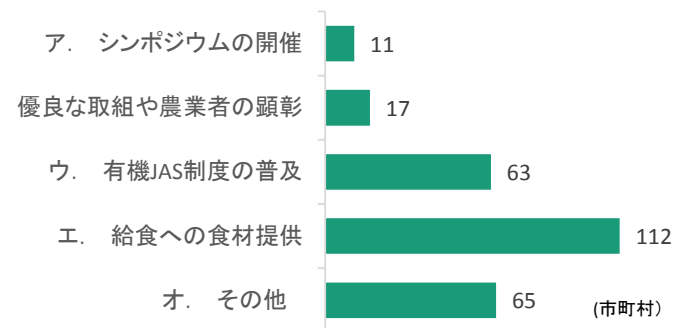


【取組例】

- ・ 地域内イベントの開催・出展支援
- ・ 地域ブランド認定による販売促進等
- ・ 6次産業化への支援
- ・ 給食への利用 等

実需者*の関心を高めるための取組

*流通業者、販売事業者、学校関係者、消費者等



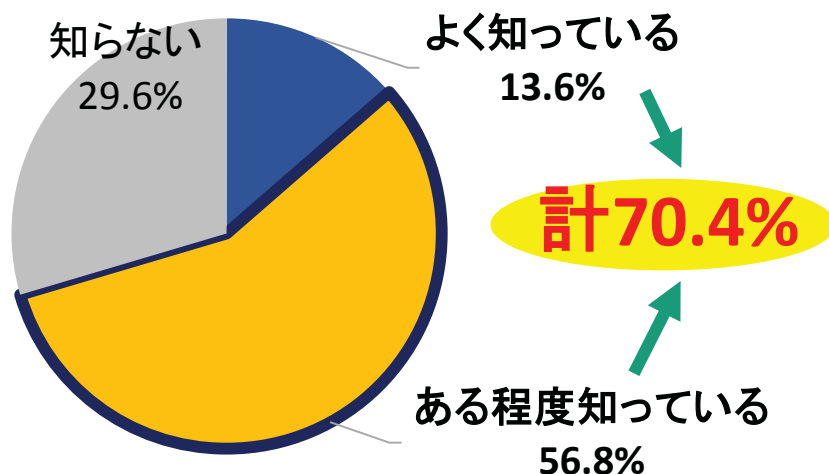
6－1．有機農業に対する消費者の理解増進

項目	目標	状況
④消費者が 有機農業を理解	50%	70.4%

有機農業の理解度調査の結果

「平成29年度調査」

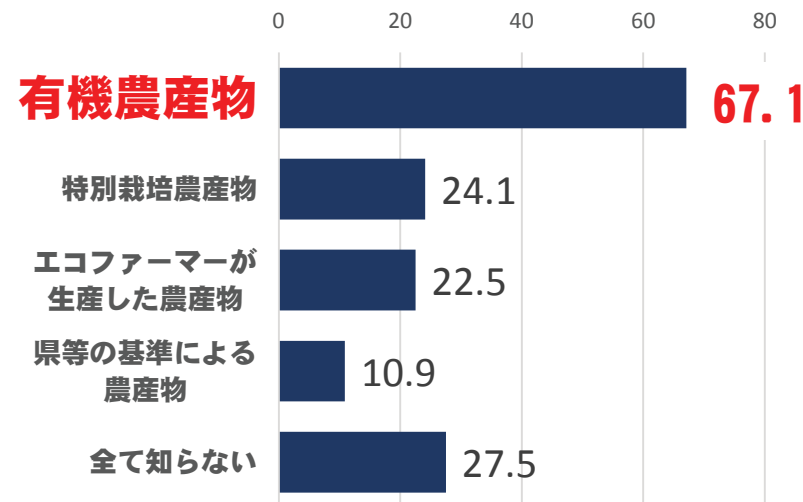
Q：「有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、生物の多様性に及ぼす影響を低減させる」ことを知っていますか？



※ 農林水産省「平成29年度有機食品マーケットに関する調査」より
(n=523)

「平成27年度調査」

Q：環境に配慮した農産物がどのような基準により生産されたものか知っていますか？



※ 農林水産省「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業」
有機農業を含む環境に配慮した農産物に対する意識・意向調査より
(n=消費者 893人 複数回答)

6-2. 有機栽培品・食品の価格の状況

- 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- 流通加工業者や消費者では、1割高まででの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

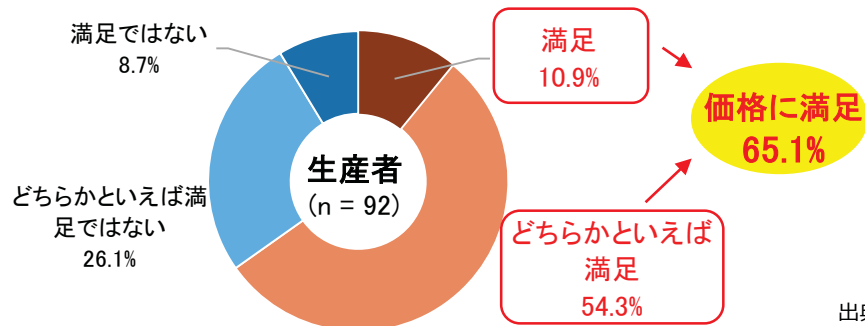
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類			
だいこん	204	315	155
にんじん	394	685	174
ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類			
キャベツ	178	291	163
ねぎ	669	960	143
たまねぎ	296	536	181
果菜類			
トマト	697	1,078	155
ピーマン	959	1,793	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）

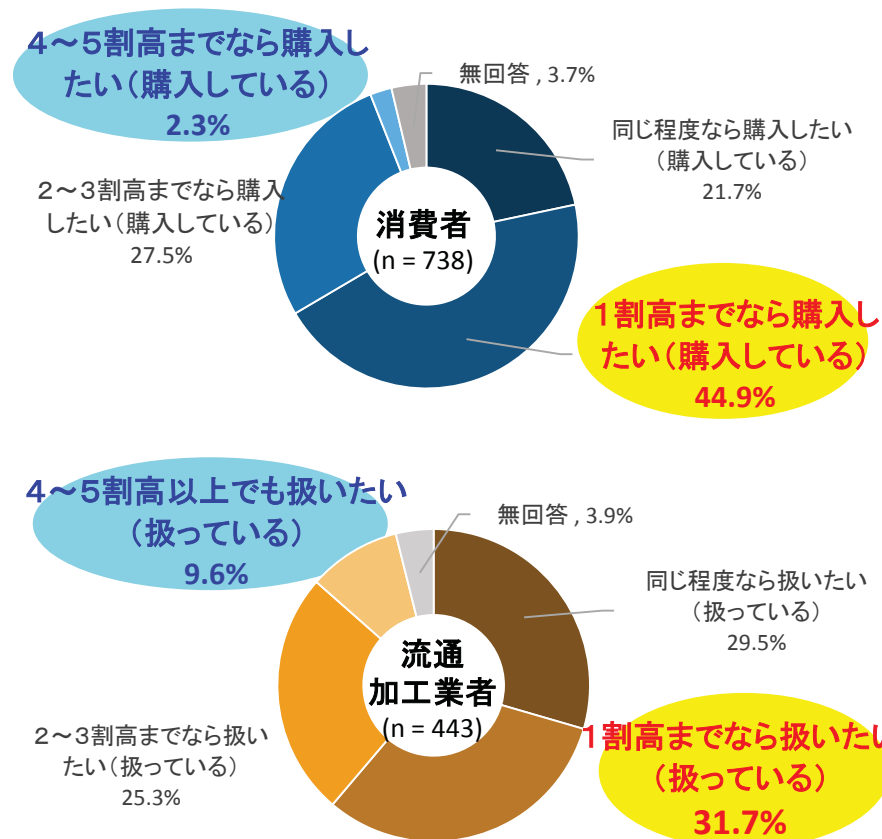
注）1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。

2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



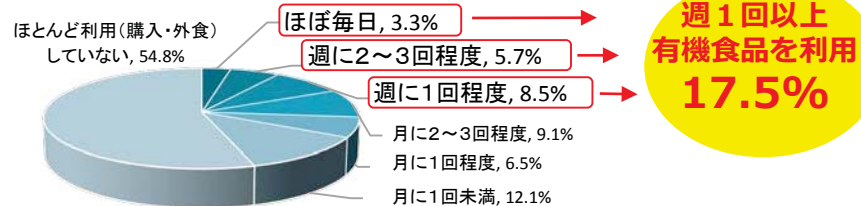
出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

6-3. 有機農産物・食品の消費の動向

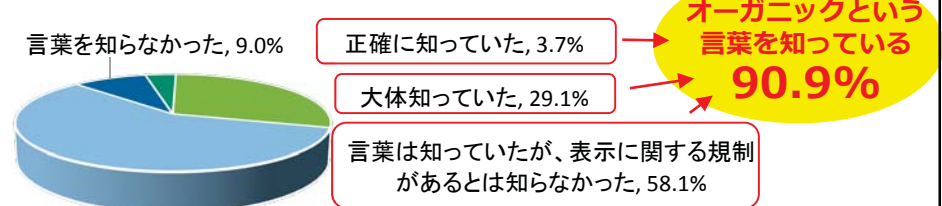
- 消費者の17.5%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、表示に関する規制の認知度は低いものの、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っている。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - （1）購入経験では、「有機野菜」が6割で最大ではあるが、約半数がパン、豆腐、みそ等の加工品を購入している。
 - （2）約9割がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は約1割。
 - （3）有機農産物に対するイメージは「安全である」「価格が高い」「健康にいい」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も6割。

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査（n=4,530）

有機食品の購入や外食等の頻度

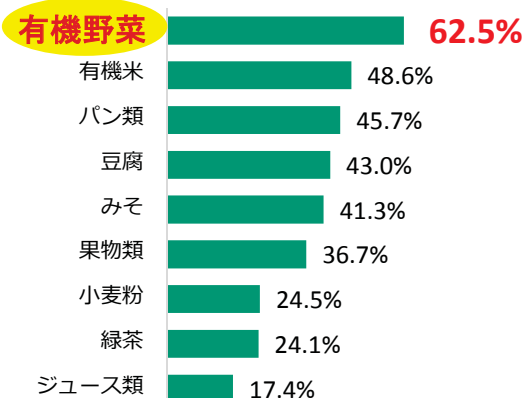


有機やオーガニックという言葉の理解度

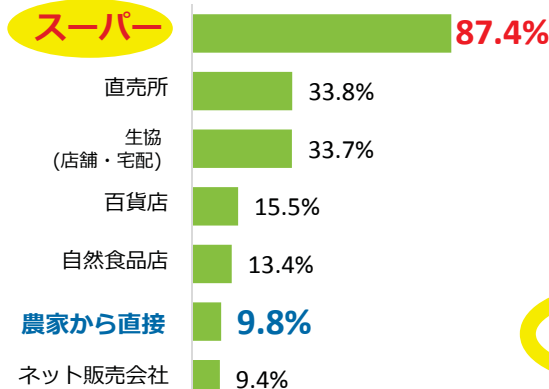


週に1回以上有機食品を利用する16歳以上の一般消費者を対象に調査（n=523）

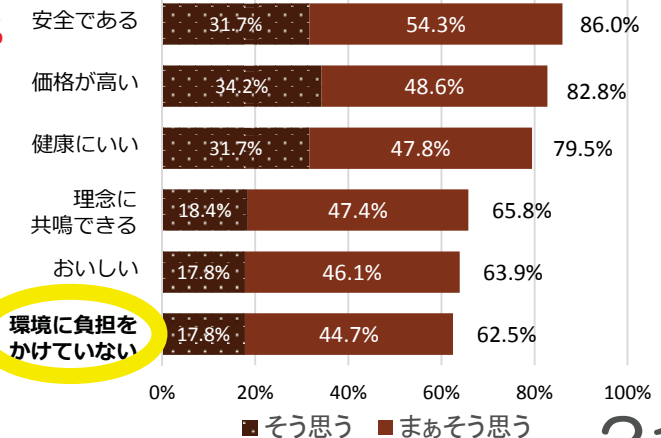
購入経験のある有機食材（複数回答）



有機食品の購入先（複数回答）



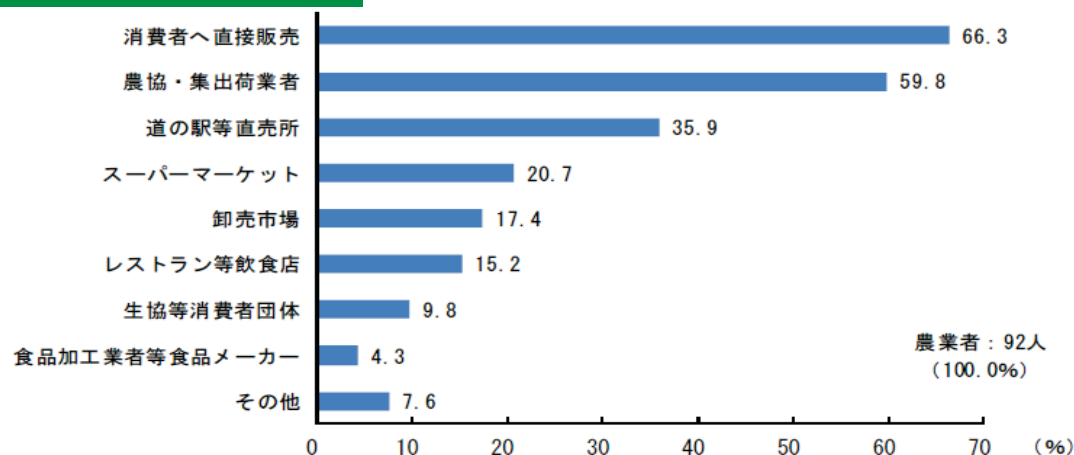
購入している有機食品のイメージ（複数回答）



6－4．有機農産物の出荷経路

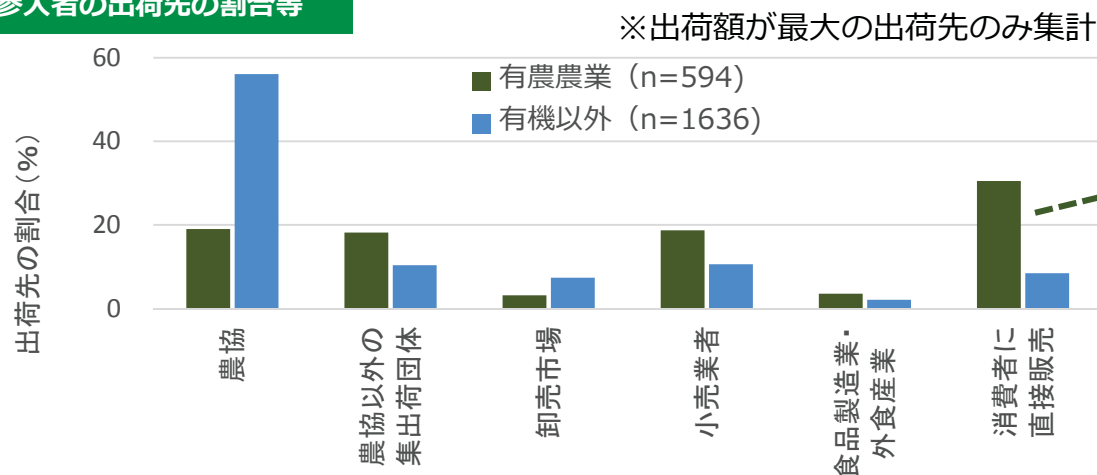
- 有機農業で生産された農産物は、消費者への直接販売が6割以上と最大で、次いで農協や集出荷業者の利用。
- 新規参入者の出荷先では、有機以外に取り組む者は農協出荷が最大であるが、有機農業に取り組む者では消費者へ直接販売が多い（なお消費者への直接販売に取り組む者では、所得が少ない者が比較的多い傾向）。

有機栽培等による農産物の出荷先



農林水産省「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査結果」（平成28年2月）より

新規参入者の出荷先の割合等



有機農業に取り組む新規参入者の最大出荷先の違いによる所得額の相違

所得額	消費者に直接販売	直接販売以外
100万円未満	42%	31%
100～200万円	40%	35%
	n=150	n=388